

## 交通安全教室(4/20)が行われました

プロのスタントマンを招き、道路上や交差点に潜む危険箇所、ルール・マナー違反が引き起こす重大事故の危険性を学びました。

迫力ある再現が行われ、生徒達は真剣に見ていました。「今回は再現だったが、事故が自分や自分の家族や友達に起こったらと思うととても怖かった。これからは十分に気を付けて自転車に乗りたい。」「今まで知らなかった内輪差の事故について知ることができた。横断歩道で信号を待つときは、3歩下がって待つようにしたい。」などの感想が聞かれました。

昨今、小・中学生が巻き込まれる交通事故が絶えません。安全は、時間に余裕をもって慎重に行動し、ルールを意識して遵守することから始まります。学校では、毎日の登下校での立哨や巡視を実施しています。登下校の様子を見守ると共に、声かけや指導を行っています。ご家庭でも、意識の啓発や具体的な指導をお願いいたします。



また、当日石岡地区地域交通安全活動推進委員の方々が生徒達の自転車点検を行ってくれました。整備不良がある生徒には黄色のタグを渡してあります。家庭でも確認し、修理をお願いします。

### 自転車安全利用五則(警視庁のホームページから)

#### 1 自転車は、車道が原則、歩道は例外

自転車は「軽車両」と位置づけられているため、歩道と車道の区別があるところでは車道を走るのが原則です。ただし、交通量が多くて危険な場合や、何らかの理由で車道の左側を通行するのが難しい場合は、安全のために歩道を走ることができます。

#### 2 車道は左側を通行

自転車で車道を走るときは、自動車と同じ左側を、道路の左はじに寄って走ります。

#### 3 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行

自転車で歩道を走るときは、歩行者を優先させます。

(学校では、歩道では歩行者を優先させ、自転車を降り自転車を押すように指導しています。)

#### 4 安全ルールを守る

- 二人乗り・並進の禁止
- 夜間はライトを点灯
- 交差点での信号遵守と一時停止・安全確認

#### 5 子どもはヘルメットを着用

万一交通事故に遭ってしまった場合でも、ヘルメットのおかげで、命が救われたり軽いけがで済んだりした例が数多く報告されています。ヘルメットのあごひもをしっかり締めていないと、万一の場合ヘルメットが飛ばされ、役に立たないそうです。保護者の皆様にも声かけと確認をお願いします。